

2021年1月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ウ ェ イ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 山 義 一
(コード番号：3936)
問 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 部 長 赤 堀 政 彦
TEL. 03-5441-7193

和解による紛争の解決及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、元従業員が東京地方裁判所において当社に対して労働審判（以下「本件労働審判」という。）の申立てを行っていましたが、元従業員との一連の紛争について、2020年12月28日付で和解の合意（以下「本件和解の合意」という。）に至りました。これに伴い、2021年3月期第4四半期決算において、関連する費用を特別損失に計上する見込みとなったことをお知らせいたします。

記

1、労働審判の申立てから和解に至るまでの経緯

当社は、元従業員から役職の解雇等が、不公正な解雇にあたるとともに、同氏に対し不公正な損害をもたらす行為であるなどとして、東京地方裁判所において本件労働審判が申し立てられました。

当社は、元従業員の主張について、慎重に精査し、本件労働審判に対応してまいりましたが、この度、労働審判の長期化に伴う費用等の経営に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期に解決することが適当であると判断し、本件和解の合意に至ることとなりました。なお、元従業員の氏名、住所等の開示については、和解条件に秘密保持条項が含まれているため、開示を差し控えさせていただきます。

2、和解の内容

当社が、元従業員に対して本件和解の合意にある和解金1,125万円を2021年1月29日までに支払うことで和解が成立します。なお、詳細に関しては、和解条件に秘密保持条項が含まれているため、開示は差し控えさせていただきます。

3、特別損失の計上

本件和解の合意に基づき、関連する費用1,125万円を、2021年3月期第4四半期決算において、特別損失に計上する見込みです。

4、今後の見通し

本件和解の合意に関して、2021年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

以 上